

# 公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

## 会費未納入者に対する除籍手続き規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会会費未納入者に対する除籍に関する手続きについて定める。

(除籍の要件)

第2条 定款第11条第1項ならびに会費に関する規程第5条第1項の会費納入規程に反し2年度間未納し、さらに督促しても納入せず、かつ退会届を提出しない者は会費未納の2年度末をもって除籍とする。

(会員への復帰)

第3条 除籍会員は未納の会費を納入すれば、理事会の承認を得て会員に復帰できる。  
2 この場合は再入会扱いとなる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て総会で報告しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和5年3月21日より施行する。